庁議の概要

開催日:H18.11.20

項 目

- 1 契約関係の課題等への対応について【観光担当、土木部、総務部】
- 2 地域格差是正、再チャレンジの取組みについて【政策推進担当】
- 3 後期政策協議のまとめについて【政策推進担当】

内 容

1 契約関係の課題等への対応について【観光担当、土木部、総務部】

観光担当より華フェスタ推進事業基本計画策定委託業務の発注に関して出てきた課題について、土木部より総合評価方式及び県内業者優先発注について、総務部よりプロポーザル方式の実施に関するガイドライン(素案)についての概要説明を行った後、意見交換を行った。

また、このテーマに関しては、今後も継続して議論していくことが確認された。

【説明概要】

〔観光担当〕

- ・ 華フェスタ推進事業基本計画策定委託業務については、審査委員会の評価点で1位とされた相手ではな く、2位の業者と契約した。
- ・ これに関して出てきた課題については、プロポーザル方式をとる契約での「審査委員会の評価」と、県が契約当事者として最終判断する「委託業者の選定」の判断基準の明確化をきちんとしておくこと、更に、アウトソーシング推進関連事業では県内業者を一定優先扱いしているが、これ以外の事業の契約における業者選定基準をどうするかの明確化だと考えている。
- ・ これらの課題に対しては、庁内で一定のルールを定めて、マニュアルのようなものを作成するべきでは ないかという意見だ。

〔土木部〕

- ・ 総合評価制度については、対象工事に対する企業の技術力評価を点数化し、予定価格の制限範囲内での入札価格と技術評価点を総合的に加味して、最も評価点の高い者を落札者とするものである。
- ・ 同制度は、平成 18 年度を試行期間として位置付けており、対象となる工事は請負対象金額が 2500 万円以上のものとしている。これまでに 11 件が契約済み (内 1 件については最低価格者が落札者にならなかった)となっており、今年度内では 14 件程度になる見込みである。
- ・ 評価項目、評価基準の設定及び事務手続きの簡素化等について、試行結果を検証して、必要に応じ現行 ガイドラインの見直しを検討する。
- ・ また、平成 19 年度は、2500 万円以上の工事で引き続き試行しながら、請負対象金額が 7500 万円以上の全ての工事において取り組むこととしている。
- ・ 県内業者優先発注については、技術的に県内企業で対応できる工事は県内企業のみで入札することとしており、高度な技術力を要する大型工事はJV(共同企業体)方式とし、県外企業と県内企業とを組み合せるようにしている。
- ・ 平成 18 年度では、以布利トンネル工事において、県内企業の技術力、工事の品質、入札における競争 性の確保及び県内経済への波及効果を勘案した結果、県内企業のみでの J V 方式を採用した。
- ・ 県内の下請け企業の活用については、可能なものは県内業者を活用するよう契約締結時に文書で依頼している。

- ・ 県内産品の優先使用については、県産木材や資材、県産海砂利配合の生コンクリートの優先使用を土木 工事特記仕様書に明記している。
- ・ また、県内産木材及びコンクリート二次製品を対象として、その使用実績に応じて入札参加資格の地域 点数に加点している。

〔総務部〕

- ・ プロポーザル方式による事業者選定の基本的な考え方や、標準的な手順などについて定める「プロポーザル方式の実施に関するガイドライン (素案)」(以下「ガイドライン」という。)を業務改革推進室で作成したので、今後、庁内での意見を頂きながら完成させたいと考えている。
- ・ ガイドラインは、以下の7つの項目(骨子)で構成。
 - 1.プロポーザル方式の定義
 - 2. 対象業務
 - 3.プロポーザル方式の特質
 - 4.審査委員会の設置
 - 5.企画提案を求める者の参加方法
 - 6.情報公開の対応
 - 7.その他の留意事項
- ・ 「 1 . プロポーザル方式の定義」には、県にとって最も適切な企画提案力、問題解決力及び技術力等を 有する契約の相手方となる「候補者」を選定する方式であることを明記している。
- ・ 「3.プロポーザル方式の特質」には、当該方式があくまで随意契約の予備手続きであることや、選定された事業者が随意契約の手続きに進むことができる「候補者」であることを踏まえたうえで、随意契約の交渉においては必要に応じて企画提案の内容調整を求めることなどを記載している。
- ・ 「 4 . 審査委員会の設置」には、専門的知識や経験を備えた職員(所管課の職員及び決裁権者は不可) と、庁外の有識者からなる審査委員によって構成すること等を記載している。
- ・ ガイドラインに関しては、12 月中に契約事務に関連の深い部局(土木部、出納局)と協議のうえ、来年1月には企画会議に提案して庁内の意見を頂きたいと考えている。その後、政策調整会議や庁議の場で議論いただきたいと考えている。
- ・ 平成 19 年度以降の発注案件にガイドラインを適用できるよう検討作業を進めていきたい。

【主な意見】

- ガイドラインにおいて、所管課の職員が審査委員になることが不可というのは、いかがなものか。現(素案)段階ではそのようにしているが、今後ご意見をお聞きしながら検討する。
- ガイドラインは、外郭団体でも適用するのか。今のところ外郭団体までとは考えていないが、県庁が適用すれば外郭団体でも参考とすると思われるので、検討する際考慮したい。
- ・ 再審査をするケースの判断基準を明確にしてほしい。
- ・ 華フェスタ推進事業基本計画策定委託業務の契約業者が、審査委員会による審査結果と異なったのは、 審査結果 1 位の業者を必ずしも契約の相手方にしなければならないとも限らないと、個別に判断した結果である。ただ、今回のガイドラインのように、そもそもプロポーザル方式による審査は随意契約の予備手続きであり、その契約に向けた事務手続きの取扱いを明確にすることは必要であるので、この際庁内で統一すれば良いのではないか。(知事)
- ・審査会の選定結果と契約業者が違うこともあるという取扱いでは、職員は困惑し、事務手続きもできない恐れがある。ガイドラインでは、審査会が審査するべき項目とその基準を明確にするべきではないか。公募対象とする基準を明確化することと、審査する際の価値基準(価額とそれ以外の何を評価するの)

か)を明確にすることが、(ガイドラインの)大前提だろうと思う。(知事)

- ・ ソフト事業のプロポーザルにおいて、県内業者であれば加点評価するというのはいかがなものか。それ は基準にはならない。プロポーザル方式は、本来、提案内容の品質を評価することではないか。提案業 者を、県内業者にすることとは別のことだ。
- ・ 審査における評価基準を明確化し、予備手続きにおける手順を定めることが基本となるのではないか。
- ・ 契約に関するコンプライアンスを県庁全体で高めていくためにも、契約手順を明確化することが必要だと思う。(知事)
- ・ このことにも関連するが、庁内での意思決定プロセスに反省すべき点がいろいろあるのではないか。例 えば、1 つの予算案件としての決裁は得ていても、当該案件に関連する他の案件との比較考量をするな ど、県庁としての意思決定がなされていないということがあった。意思決定をする時、あるいはした時 の経緯等を記したペーパーは、確実に残しておいた方が良い。
- 2 地域格差是正、再チャレンジの取組みについて【政策推進担当】

政策推進担当より、地域格差是正及び再チャレンジの取組みについての概要説明を行った後、意見交換を行った。

【説明概要】

- ・ 安倍新内閣のもとで取り組まれている地域格差是正、再チャレンジを捉えた提案や行動については、庁 内の取りまとめを政策推進担当で行っている。
- ・ これまで企画会議や政策調整会議で説明し、作業もお願いしてきたが、部局長にも情報共有をしてもらってリーダシップも発揮していただきたい。
- ・ 地域格差是正、再チャレンジの取組みについては相当程度の規模の対策が想定されるが、具体的な内容 や仕組みについては、これから設計されるものが多い。
- ・ 本県は、頑張らなければならない地方の典型的な地方として、この機を捉えて、具体的で実を取る取組 みを実現させたいと考えている。
- 対象となる取組みやプログラムと、その所管及び今後の日程等は、以下のとおりである。
 - 1. 再チャレンジ支援策

所管:内閣官房再チャレンジ担当室

日程等:主体は平20年度予算(H19.8概算要求)がターゲット

2. 頑張る地方応援プログラム

所管:総務省大臣官房頑張る地方応援室

日程等:11月に調査自治体ヒアリング、12月に応援プログラムの決定・公表

3.地域資源活用企業化プログラム

所管:経済産業省中小企業庁経営支援部経営支援課

日程等: H18.1 下旬に事業概要の決定、法案を次期国会に提出(H18.4 法施行予定)

4. 地域産業活性化法(仮称)

所管:経済産業省地域経済産業支援課

日程等:次期通常国会に法案提出予定

5. 道路特定財源の一般財源化

所管:国土交通省道路局

日程等:来年度予算の編成が固まる12月初旬までが当面の山場

6. 広域地方戦略事業交付金

所管:国土交通省国土計画局総務課

日程等:次期通常国会に提出する新たな法制度を前提

・ これらの取組み等については、来年度に向けて県としてやりたいことを整理していきたいと考えている ので、庁内での集約の際は各部局にもご協力いただきたい。

【主な意見】

- ・ 頑張る地方応援プログラムは、地方交付税を傾斜配分すると言っても、アウトカム指標で評価されれば 高知県は他に劣ることは間違いない。
- ・ 高知県として、知事会や町村長会を通じて「地方交付税総額の確保」を訴える一方で、現実的にはこう したものを取りに行くということなのか。

理念としては「地方交付税制度の堅持」であるとか、「地方交付税総額の確保」を掲げるが、地域格差 是正、再チャレンジの取組みは、新内閣のもとで各大臣が取り組むと宣言しているものばかりであり、 高知県として実利がある内容であれば、戦略的に取りに行けるものは取りに行きたいということ。

「交付税制度の堅持を」とハンガーストライキをしていれば餓死してしまう危険もあるから、現実的な対応もやるということ。(副知事)

3 後期政策協議のまとめについて【政策推進担当】 政策推進担当より、後期政策協議のまとめについて概要説明を行った後、意見交換を行った。

【説明概要】

- ・ 後期政策協議のまとめを行ったので、各部局で内容を確認していただきたい。
- ・ 今回は、部局から提案のあった事項のうち、今後、留意・検討すべきとされた事柄を整理している。
- ・ 部局から提案のあった事柄について、その方向性や内容に特別の注文等がなく、今後の予算編成過程で 進んでいくものについては、記載していない。

【主な意見】

・ 異論がなかったとしても、部局から提案したことは整理してほしい。そうでなければ、特別枠として扱 うか否かが分からなくなる。

提案のあった事項について、特別枠として扱うか否かは財政課を通じてその当否を知らせているので、 そちらを参照されたい。

・ 特別枠の当否を記載した財政課からの通知を以って政策協議の結果(取りまとめ)とするならば、今回 記載している内容は「まとめ」とは言えない。

趣旨をきちんと整理する。